

山梨県児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等実施要綱

1 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第3項、第13条第3項第7号、同条第9項及び第25条第8項並びに児童福祉法施行規則第6条第7号から第11号、第12号、第13号、第14号において受講が義務づけられた「山梨県児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等」（以下「義務研修」という。）の実施について定める。

2 実施主体

義務研修は、知事が実施するものとする。

ただし、知事は、義務研修を適切に実施できると認める団体等（以下「委託事業者」という。）に事業の一部を委託することができる。

3 義務研修の内容

(1) 義務研修の研修種別及び受講対象者

① 児童相談所長研修

受講対象者：法第12条の3第2項に規定する者のうち、所長に任用された者。

② 児童福祉司任用前講習会

受講対象者：法第13条第3項第7号又は児童福祉法施行規則第6条第12号若しくは同条第13条に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者。

③ 児童福祉司任用後研修

受講対象者：法第13条第3項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者。

④ 児童福祉司スーパーバイザー研修

受講対象者：児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者。

⑤ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

受講対象者：児童福祉法施行規則第25条の28第2項に定める調整担当者として職務を行う者。

⑥ 児童福祉司任用資格認定講習会

受講対象者：児童福祉法施行規則第6条7号から第11号まで及び同条14号に規定する者のうち、児童福祉司の任用資格取得を目指す者。

(2) 日程・講師等

別添「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等実施計画」（以下「実施計画」という。）のとおりとする。

(3) その他

① 知事は、研修時間や実施方法等について毎年度検証し、より効果的な研修が実施できるよう、実施計画の見直しに努めるものとする。

② 知事が認めた場合、受講対象者以外の者が義務研修を受講できるものとする。

4 義務研修修了の取扱い

(1) 修了の評価

3の(1)の受講対象者及び3の(3)の②で知事が受講を認めた者で該当する研修種別のすべての科目を受講した者を、義務研修修了者とする。ただし、研修実施者の指示に従わないなど受講態度が不適切な者やレポート等により研修内容の理解を著しく欠いていることが判明した者などは修了の評価を行わないことができるものとする。

また、研修の一部の科目を業務等により受講できなかった場合には、当該科目について次年度に再度受講することで、修了したこととする。

(2) 修了証の交付

知事は、義務研修修了者に対し修了証（様式第1号から第7号）を交付するものとする。なお、事業の一部を委託した場合は、委託事業者からの証明書等に基づき修了証を交付するものとする。

（3）修了者の記録

- ① 知事は、義務研修修了者の氏名、性別、研修の受講開始年月日及び修了年月日等を記載した名簿を作成し、記録を保存する。
- ② 知事は、3の（1）の④に定める要保護児童対策調整機関調整担当者研修および⑥児童福祉司任用資格認定講習会を修了し、修了証を交付した者について、該当市町村長あて通知するものとする。

（4）修了証の再交付

知事は、義務研修修了者から修了証の紛失等の申し出があった場合は、前項の記録を確認の上、必要に応じて修了証を再交付することができる。

5 委託事業者への委託

知事は、事業の一部を委託業者に委託する場合には、次の事項に留意する。ただし、4の（2）の修了証の交付については委託しないものとする。

- ① 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財産基盤を有するものであること。
- ② 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ③ 委託事業者は、義務研修を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修等を適切に実施するために必要な体制を確保すると見込まれること。
- ④ 委託業者が、当該要綱に定める内容に従って、適切に義務研修を実施することが見込まれること。
- ⑤ 事業の委託にあたっては、児童福祉分野の研修等に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託すること。

6 留意事項

- （1）児童福祉司任用前講習会は、原則として4月1日以降に新たに児童福祉司に任用される者が受講するものとする。ただし、前年度の同研修が未修了であった者、すでに児童福祉司である者の受講を妨げるものではない。
- （2）児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び要保護児童対策調整機関調整担当者研修の受講は、それぞれの受講対象者に限らず、すべての児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関調整担当者が受講できるものとする。
- （3）児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーが人事異動等により、他の児童相談所に異動した場合は、再度の研修受講は不要とする。ただし、他の児童相談所への異動の間に、児童福祉司以外の業務を経験した場合、再び児童福祉司として任用される場合は、再度の研修受講に努めること。調整担当者についても同様とする。
- （4）知事は、児童福祉司任用前講習会を受講した者が、児童福祉司任用後研修を受講する場合、重複した科目については受講を免除することができる。
- （5）中央児童相談所が実施する「児童相談所初任者等研修」のうち、その内容が本要綱3（2）の実施計画の各科目の内容を満たす科目を受講した場合は、受講を免除することができる。なお、この取り扱いを適用する場合はレポート等の提出をもって修了を確認する。

7 その他

この要綱で定めのない事項については、法や国からの通達等に定めるもののほか、子ども福祉課長が定めるものとする。

この要綱は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 12 日から施行する。

〈No. 〉

児童相談所長研修 修了証

所属
氏名

児童福祉法第12条の3第3項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

山梨県知事

〈No. 〉

児童福祉司任用前講習会 修了証

所属
氏名

児童福祉法第13条第3項第7号に規定する講習会について修了した
ことを証明する。

年 月 日

山梨県知事

〈No. 〉

児童福祉司任用後研修 修了証

所属
氏名

児童福祉法第13条第9項に規定する研修について修了したことを
証明する。

年 月 日

山梨県知事

〈No. 〉

児童福祉司スーパーバイザー研修 修了証

所属
氏名

児童福祉法第13条第9項に規定する研修について修了したことを
証明する。

年 月 日

山梨県知事

〈No. 〉

要保護児童対策調整機関の 調整担当者研修 修了証

所属
氏名

児童福祉法第25条の2第8項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

山梨県知事

〈No. 〉

山梨県児童福祉司等及び要保護児童 対策調整機関の調整担当者研修等 修了証

所属
氏名

上記の者は、本県が開催した「山梨県児童福祉司等及び要保護児童
対策調整機関の調整担当者研修等」を修了したことを証明する。

年 月 日

山梨県知事

〈No. 〉

児童福祉司任用資格認定講習会 修了証

所属
氏名

児童福祉法施行規則第6条第7号から第11号まで及び同条14号
に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

山梨県知事